開催日時:平成27年8月28日(金) 13:00~14:00

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔提案募集検討専門部会〕 髙橋滋部会長(司会)、大橋洋一構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員 〔政府〕池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣 府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成27年の提案募集方式に係る重点事項について(地方三団体からのヒアリング)

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

(髙橋部会長) まず、全国知事会の方から御説明をお願いしたい。

(全国知事会) 資料2を御覧いただきたい。

第5次の地方分権一括法が先日成立し、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価している。今年の 提案募集においても、都道府県から200件を超える提案がなされている。提案団体はもちろんのこと、全国の 都道府県がこの国の検討を大いに注目している。

1ページを御覧いただきたい。先月末に公表された各府省の第1次回答では、提案について、対応困難、それから今後検討とされたものが多いように見受けられる。全国知事会の意見として、今後の検討過程において、各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて積極的な検討を求めるということが基本的なスタンスである。

2ページを御覧いただきたい。まず、都道府県から市町村への権限移譲の提案12件について、移譲の提案を 積極的に支持する意見としている。この点について、都道府県は権限を移譲する側になるが、全国知事会は、 地方分権を推進する立場から、この提案内容を精査し、多くの提案について移譲の方針を取りまとめ、意見し た。提案実現に向けた大きな一歩と考えている。

続いて、3ページを御覧いただきたい。国から都道府県への権限移譲の提案14件について移譲を積極的に求める意見を付している。特に全国知事会がこれまで移譲を求めてきた無料職業紹介、それから地域交通、さらには空飛ぶ補助金関連については、改めて全国知事会の提言の実現を求める。特にハローワークについては、全国知事会で「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」というペーパーを取りまとめ、去る6月30日の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において、平井知事から説明をさせていただいているところ。

続いて、4ページを御覧いただきたい。従うべき基準については、速やかに廃止し、または参酌すべき基準 化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の2次・3次勧告に従って義務付け・枠付けの見直 しを行うべき。

続いて、5ページを御覧いただきたい。まず、上段の12件は地方分権改革推進委員会の2次・3次勧告で義務付け・枠付けの見直しが盛り込まれているけれども、いまだ実施されていないものである。

下段の12件は、勧告が対象としなかったものに係る提案だが、この勧告の趣旨に沿った見直しを求めるというものである。

続いて、6ページを御覧いただきたい。国と地方の適切な役割分担構築の観点から、また、移譲や見直しの 円滑な実施の観点から、全てに共通して国に対処を求める事項ということである。これまでも全国知事会とし ては遵守をお願いしてきた事項であり、個別ごとには記載していないが、全体としてこのルールで引き続き守 っていただきたい。

7ページを御覧いただきたい。これは昨年末の第20回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議で平井知事のほうから出されたペーパーを再度つけさせていただいた。

提案の検討に当っては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国の

ほうもしっかりと果たすという姿勢が必要である。

また、全国一律の権限移譲が困難である場合には、いわゆる手挙げ方式を積極的に活用するとともに、広域 的な観点での権限行使の必要性を理由に移譲が認められなかった権限については、広域連合へ移譲することに ついても検討いただきたい。

重点事項として扱われなかったものについても、内閣府と関係府省間での調整に終始するのではなく、具体的な支障事例が提示されたような提案については、各府省によるヒアリングの実施、場合によっては地方分権 改革有識者会議の提案募集検討専門部会で処理をされるなど、結果に対する納得性が高まるような努力をお願いしたい。

(髙橋部会長) 引き続き、全国市長会から御説明をお願いしたい。

(全国市長会)新たな手法として導入されました提案募集方式は、地方分権改革の新しいステージを押し上げる ものと考えている。5次一括法において、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限、これを都道 府県及び指定市町村に移譲する法律を通していただいて、御礼申し上げたい。

今回は334件の御提案が出されており、本年度も大変重要な課題を含んでいると考えている。全国市長会では、提案に対する意見を提出するに当って、各府省から第1次回答があった241件に対し、全国市長会の役員市長を中心に調査をした。

今年度も総理のもとで各大臣のリーダーシップによって、内閣府がしっかり調整を行っていただき、提案の最大限の実現に向けて積極的な御検討をぜひお願いしたい。検討に当っては、ぜひ地方の多様性を重んじた取り組みを推進していただくことに配慮いただけないかと考えており、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる手挙げ方式をぜひ積極的に活用していただきたい。

なお、提案の実現の際には、事務・権限の移譲に伴う財源措置、あるいはスケジュールの提示、移譲する事務についての研修の実施あるいはマニュアルの整備について、ぜひ地方の意見を十分に反映していただいて、 具体的な検討と調整を重ねてお願いしたい。

各市からの意見を踏まえて作成した本会の意見については、原則、提案の実現に向けた検討を求めるものである。

それでは、重点事項を中心に全国市長会の意見を申し上げたい。

まず、8ページを御覧いただきたい。空き家については、利用に当たっての建築基準法上備えるべき安全性や地域の住環境への影響等について配慮していただきたいが、空き家の活用は地方維持のための一つの有効な手段である。ぜひ検討を進めていただきたい。

農家民泊と農林漁業体験民宿業の提案については、旅館業業界に対する影響とか衛生管理上の問題など、留意すべき点を挙げているが、提案に沿った検討を求める。

続いて、9ページを御覧いただきたい。サービス付き高齢者住宅に係る計画策定権限の市町村への移譲に関する提案ついては、コンパクトシティ化等の概念に基づき、計画策定権限等の移譲について提案団体の意見を尊重していただき、検討していただきたい。ただ、介護人材の偏在化が進むことによって、介護人材の確保が難しくなるようなことがないよう、広域的な視点については配慮をお願いしたい。

続きまして、10ページを御覧いただきたい。介護保険制度における住所地特例の適用拡大については、介護 費用の負担のあり方、医療介護体制の将来的な見込み、あるいは実現した場合の事務量への影響等にいて留意 して、検討していただきたい。

続いて、12 ページを御覧いただきたい。幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についての認定権限の 指定都市への移譲について、指定都市の総意でぜひ指定都市に移譲していただきたい。ぜひ実現をお願いした い。

次に、2点目、病児保育事業に係る看護師等の配置要件の緩和については、利用児童の安全性の観点に留意 しつつ、積極的な検討をお願いしたい。

続いて、14ページを御覧いただきたい。下の段、9番の大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲については、今回の意見作成に当たって、中核市市長会へ意見照会を行っているが、移譲については、中核市における状況について十分確認いただき、手挙げ方式による検討をお願いしたい。

続いて、16ページ。13番の公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和ついては、人口減少や施設の老朽化という時代に応じた対策が必要になってきており、ぜひ、提案の実現に向けた積極的な検討をお願いしたい。

続いて、19ページ。診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲については、既に病院の開設許可等の権限については指定都市に移譲していただいているので、19 床以下の診療所についても、提案団体の意見を十分尊重していただきたい。

なお、広域的な視点に留意して、周辺地域への影響についても御考慮いただきたい。

続いて、20ページを御覧いただきたい。介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲については、指定都市市長会及び中核市市長会へ意見照会を行っており、その回答をもとに作成した意見である。お示ししている整理すべき事項等を踏まえ、指定都市については、提案の意見をぜひ尊重していただきたい。

中核市については、手挙げ方式での移譲を含めて、御検討をお願いしたい。

次に、22ページを御覧いただきたい。災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化については、災害発生時の臨港道路における支障に関する事例であり、ぜひ実現に向けて積極的な御検討をお願いしたい。

24 ページを御覧いただきたい。まず、一番上段の豊田市提案の代理納付については、関係省庁からの御回答では、現行制度で実現可能という回答であったけれども、ぜひ提案団体、豊田市の状況について十分御確認をいただければと考えている。

なお、代理納付可能な項目の増加などにおいて、実務における負担が大きくなることがないよう配慮いただければと考えている。

中段、京都市提案の調査権限の強化については、不正受給防止や適正な運営による生活保護行政の効率的な執行につながるので、ぜひとも積極的な御検討をいただければと考えている。

最下段の千葉市提案の費用返還請求権等については、生活保護の趣旨を踏まえ、非免責債権化等について十分に御検討いただければと考えている。

続いて、27ページを御覧いただきたい。最後に④の昨年度、重点事項として審議され、27年度の検討事項となっている提案についてである。

公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化についてでは、昨年、豊田市1市からの提案だったが、今年度は松山市との共同提案となっている。各地域における住宅事情はさまざまであり、全国一律の基準ではなくて、待機者が多い、特に公営住宅に入居希望のある低所得者の多い地域等の実情に応じた設定などについて積極的な御検討をお願いしたい。

最後に、28 ページを御覧いただきたい。本会から出させていただいたものについて、一言だけ御説明させていただきたい。

サイレンの吹鳴パターンの重複の解消についてである。これは、近所の皆様方に火災が発生している、あるいは消防団の皆さんに出火等を知らせる近火信号というのがある。それから、消防団の皆さんの出場信号、このサイレンの吹鳴パターンと、津波が来た場合の警報の大津波警報及び津波警報の吹鳴パターン、サイレンの鳴るパターンが重複して同じものとなっている。確かに津波の場合には、その途中に津波が来たということで放送が入るわけだが、放送が反響等して、なかなか聞こえにくいという地域もあり、住民の皆さん、あるいは消防団の皆さんの避難に係る行動が、通常の火災の場合と津波のものとでは異なってくるのではないかということで、音声メッセージが聞こえにくい場合を考慮して、できれば違うパターンにしていただければということでお願いしている。

全国市長会からは以上である。どうぞよろしくお願い申し上げる。

(髙橋部会長)引き続き、全国町村会の方から御説明をお願いしたい。

(全国町村会) 29 ページです。これは全国町村会からの提案であり、産業振興分野の「工場立地法第4条の2の 緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲」についてである。本件については、御案内の ように、経緯としては、昨年、新潟県聖籠町から提案をさせていただいていたものである。結果として、希望 する町村への移譲ということにはならなかったが、昨年10月の提案募集検討専門部会において、経済産業省か ら、全国町村会として、町村への一律移譲の要請があれば、移譲に向けて前向きに検討する旨が示され、継続 協議に位置づけられたと承知をしている。

私どもでは、これを受けて本格的に検討を開始し、権限移譲に係る事務の状況の確認も行い、そういったことを踏まえ、24年度から既に第2次一括法で一般市まで移譲されているということや、地方分権の推進の観点等から、町村への一律の権限移譲を全国町村会として求めていくということで決定して、今回の提案とさせていただいた。

この件に関しては、次の30ページに栃木県からも同じ提案をしていただいている。知事会も町村への移譲の

提案を受け入れるとの御意見、資料であるので、ぜひ提案の実現に向けて、積極的な対応をお願いしたい。

続いて、31ページ。千葉県栄町から提案されている開発許可に係る緑地帯等の配置に関する技術基準の緩和については、開発行為に係る工場立地の場合、工場敷地内の緑地に関して、同じ周辺環境の保全を目的としていながら、原則、都市計画法と工場立地法の2つの法律の網をかぶっている。しかし、工場敷地内の緑化に関しては、工場立地法の規定を満たすことで都市計画法の目的は果たされると考えていることから、提案団体の意見を尊重していただき、工場立地法の基準を満たす場合には、都市計画法に定める基準を適用しないこととしていただきたい。

また、仮に本提案において提起されているような事例について、現行規定で対応可能ということであるならば、どのような場合に適用除外になるのか、その基準を明確化していただきたい。

次に、3点目が32ページ。これは、熊本県の山都町から提案されている「マイナンバー制度における照会項目の拡大」についてである。いわゆる番号法の第19条第7号と、同法の別表第2では、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供できる範囲を規定しているが、その中で、学校保健安全法による医療に関する援助に関して、教育委員会が対象者の認定事務を処理する場合に提供できる特定個人情報は、住民票関係情報とされている。しかしながら、学校保健安全法による医療に関する助成の対象となっているのは、生活保護法による要保護者とこれに準ずる程度に困窮している者として教育委員会が認定した者とされている。事務を円滑に処理するためには、生活保護関係情報と認定に必要な所得情報を把握するための地方税関係情報が必要であることから、これらの特定個人情報も利用できるよう、照会項目の拡大を求めているものである。

第1次回答では、制度を所管している文部科学省からは、条例で制定すれば地方公共団体の責任において利用することは可能とされたが、当該事務を処理する上でのこれらの情報の必要性については、自治体間で差異はないと思われ、全国的な事柄であると思っている。したがって、関係省庁間で前向きに御検討いただき、提案団体の意見のとおり御検討いただきたい。ぜひ番号法で規定していただきたい。

最後に、資料がなくて大変恐縮だが、1月の対応方針で27年度中に結論を得るとしている町村の都市計画に 係る都道府県同意の廃止に関して、お願いを申し上げたい。

8月6日の各省ヒアリングでは、国土交通省から、指定都市を除いた市全体と町村全体の都市計画決定件数や都市計画担当職員数を比較するなどして、町村の都市計画決定に係る都道府県への同意を要する協議については現状のままとすることが適当という見解があったと聞いている。しかし、既に事務局を通して全国町村会から提出をさせていただいた資料でも述べさせていただいているが、指定都市を除いたとしても、市全体の中には中核市等の大規模な都市の数値が入っており、そうした平均値を単純に町村全体の数値と比較することは、必ずしも実態を踏まえた分析とはならないと考えている。

ついては、人口5万人未満の市など、現在同意が不要とされている市の中にも町村と同程度の執行体制を有する市が一定数存在することを踏まえ、再度検討をしていただき、町村の都市計画決定に係る都道府県同意の 廃止が実現されるよう、改めてお願いを申し上げる。

(髙橋部会長) どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思いますので、何かございますれば積極的にお出しいただきたい。よろしくお 願いいたします。

まず、全国知事会のほうに少し御説明を頂戴したいと思うが、6ページでこの報告徴収・立入検査に限った 移譲について、許認可権限等も関連して移譲することが望ましいとしている。さらには、要するに区域を超え る事業に対する域外権限行使や情報共有、提供の仕組みを構築することが望ましいということを御指摘いただ いたが、これは具体的に何か想定しておられるような仕組み、法令の例とかはあるか。

(全国知事会) 今回の提案の中には、具体的なものは特段入っていない。

(髙橋部会長) 一般論として将来こういうものが出てきた場合については、こういうものもあわせてということで御指摘いただいたということで了解した。

(伊藤構成員) 2ページのところで、今回、都道府県から市町村への権限移譲について、合わせて 12 件、知事会 として受け入れをする、積極的に支持するという御意見だが、その他、これはなかなか知事会としては難しい というような案件があるのか。

(全国知事会) 都道府県から市町村への権限移譲に係る件については、ほとんどのものについては、それを支持するという方針である。今回の提案の中で実質的に少し慎重な意見を出しているのは、3件である。

一つは、停止線の補修に係るもの。もう一つが、私立幼稚園に係る権限の移譲。3つ目が、都市計画決定に

係るもの。最後の都市計画決定に係るものについては、勧告どおりの制度に基本的になっており、新たにできた制度をしばらく見るべきという趣旨である。

それから、私立幼稚園に関しては、認定こども園の制度が入ったばかりで、その中で権限の移譲をするのはいかがなものかというような観点である。

最後の停止線の補修については、公安委員会に係る権限であり、現場単位での対応のほうが望ましいのでは ないかというような意見をつけさせていただいている。

(髙橋部会長)介護保険制度の住所地特例についても、積極的に特例制度の拡充ということをお考えいただいているということでよろしいか。

(全国知事会) 特段意見はない。

(髙橋部会長)要件緩和に積極的に対応していただきたいというのが知事会の意向であるということで受け取らせていただいてよろしいか。

(全国知事会) 特段の反対する趣旨はない。

(髙橋部会長) 言及いただいた3つ以外について、特に少し保留をすべきような案件はないと受け取らせていただく。

(全国知事会) 計量器に関する問題があるが、市長会も同じ問題意識を持たれており、特段知事会だけで反対というわけではない。

(髙橋部会長) 引き続き、全国市長会のお話について少し質疑をさせていただきたい。公立大学法人について、 意見なしと記載いただいているが、公立大学法人は市についてもあるのではないか。

(全国市長会)役員市長を中心にした調査で、提案に沿った検討が進められることについて特に意見がなかった。 市の立場から、これはやめてほしいとかということではない。ここは特に意見がなかったということは、反対 もしていないということである。

(髙橋部会長) 意見なしというのはそういう趣旨だと受け取らせていただく。

(伊藤構成員) 27 ページの一番最後のところの昨年提案があった創業支援については、現行では、市町村に直接、あるいは市町村が直接計画を策定するというようなところがあるが、こちらについても特に市長会としては意見がないということか。

(全国市長会)地方自治体が直接補助事業者の交付決定等に関与していく必要があるかどうかということを、個別に検討する必要がある。経済産業局等が直接に民間事業者に対しまして創業支援の計画認定を行って、助成を行うということは、必要があればやってもいいのではないか。国が直接助成決定ということについて問題視される意見はそれほど強くないと考えているところである。

(髙橋部会長) 都道府県がやるということについてはどうか。

(全国市長会) 都道府県として助成決定をされる先の事業計画の内容について、把握する必要があるのであればいいのではないか。ただ、市としても把握する必要があるものについては、情報提供を受けるような仕組みをぜひお願いしたい。

(髙橋部会長)14 ページの9番は、中核市として手挙げ方式ということでまとまっているということか。

(全国市長会) コンパクトシティ化等に伴って、大規模小売店舗の中心市街地への誘導などにより、こういった権限が欲しいという市と、広域的な視点から大規模小売店舗の調整権限を都道府県に残すべきだというところで意見が若干割れていた。手挙げで希望されるところには是非移譲してほしいと中核市として意見をまとめられたというものである。

(大橋構成員) 28 ページのサイレンのこれは、全国市長会一致して要請か。それとも、これも手挙げか。

(全国市長会) これは手挙げではなくて、全国市長会としての要望である。

(髙橋部会長)これは全く同じパターンなのか。

(全国市長会)近い場所で火事が起きて、それで消防団員の方にも出場してほしい、あるいは近くの方にお知らせするというパターンと異なり、いわゆる大津波の警報というのは一番緊急を要する事態だろうと思っている。
先に消防のほうの警報のパターン、3秒鳴って、ウーと鳴り、2秒あけて、またウーと鳴るというパターンを、
津波の場合でも大きな津波が来るというパターンと同じにしてあって、その下のもう少し低いレベルのものは、
その次の津波のレベルと同じにしている。そういう意味では、一番緊急度が高いレベルと、それからその次の
レベルと、その次のレベルと、レベルに応じて鳴るパターンを、少し間隔をあけてというパターンで合わせて
いる。そういう意味では、そういった形で考慮されており、ある程度理由はわかるけれども、ただ、津波が来

た際と近くで火事が起きた際の緊急性はやはり違う。

それから、津波の場合には一般的に途中で放送を入れる。皆さん、津波が来ますので避難してください等。 ただ、往々にして屋外では、反響したり聞こえないという場合があり、そういう意味では、できれば津波のほうのパターン、もしくは消防のほうのパターンを少し変えてもらうといい、どちらかが違うとわかりやすいということでお願いしたい。

(大橋構成員)実際にこの間の震災のときに何かあったのか、以前、台風のときに何かあったのかというようなところもちょっと出していただいたほうがよい。

(全国市長会)確認する。

(髙橋部会長) 最後に全国町村会につきまして、御質問等を賜りたい。32 ページの事例について、これは現行では不可能だということか。

(全国町村会)文科省からは、必要があれば条例でできるという回答だが、これは全国的な事柄であるから、番号法の見直しによる対応をお願いしたい。

(髙橋部会長)条例で個別に自治体が制定すればできるというのが文科省の回答か。

(全国町村会) そのとおり。ただ、例えば山都町で、隣の町の生活圏が山都町のほうに入っており、越境入学で学校に入ってきていて、その生徒たちの中でも、学校保健安全法の認定を受ける生徒がいる。そうすると、個別に条例で対応した場合、恐らく他の自治体間の情報のやりとりを求めたい場合には、条例では限界があるのではないか。

(髙橋部会長)条例ではどんな支障があるかどうかということも、事務局とも少し協力していただいて、支障の 具体例を確認していければと思う。

(大橋構成員)提案団体のところの裾野を広げるとか、町村会まとまってというような形での需要の掘り起こしみたいなことがあると、さらに説得力が上がる。

(全国町村会) どうしてその 2 情報が別表に載れないのかということも含めて、ぜひ関係省庁間でもう一度よく 御検討いただきたい。

(髙橋部会長) 開発許可ついても、全国的に規制緩和ということで考えてよろしいか。

(全国町村会) 2つの網をかぶっていることについての調整を、より明確にしていただきたいという趣旨である。

(大橋構成員) 都道府県が慎重だという都市計画決定の例と全国町村会のほうでは同意についての緩和を求める 件が別というのは。

(全国知事会) 私が申し上げた件は、町村会のほうの御要望の件とは別の案件。今の町村会の御要望の件は、知事会としては、特に反対する趣旨ではないということで、よく御検討してくださいというスタンスである。 (髙橋部会長) どうもありがとうございました。

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)